

## 生命科学動物資源センター発生工学棟の利用要領

平成 18 年 9 月 8 日

生命科学動物資源センター長決定

### (趣旨)

- 1 この要領は、国立大学法人筑波大学生命科学動物資源センター利用細則（平成 17 年人間総合科学研究科部局細則第 2 号）第 8 条の規定に基づき、発生工学棟の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (原則)

- 1 発生工学棟は、遺伝子改変マウスの開発、利用を含む研究、教育のために使用し、共同利用を原則とする。
- 2 発生工学棟の飼育区域は、グループ単位で利用し、共同研究区域はセンター共同研究員およびその研究グループが利用する。
- 3 利用者および共同研究員は、「筑波大学動物実験取扱規程」に基づくほか、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省告示）」「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議）」および関連法令を遵守しなければならない。
- 4 利用者および共同研究員は、一定期間にわたり、共同利用施設の研究支援を優先的に受けることより、本学を代表する優れた研究成果をあげることに努めること。

### (利用審査委員会)

- 1 利用審査委員会は、発生工学棟飼育区域の利用に関し、利用希望者の中から審査し、審査結果をセンター長に報告する。
- 2 利用審査委員会は、センター共同研究員の選考を行い、選考結果をセンター長に報告する。
- 3 利用審査委員会は、以下の者で構成する。
  - ・センター運営委員会より選出する教員： 1 名
  - ・センター資源開発分野の専任教員： 1 名
  - ・センター資源管理分野の専任教員： 1 名

### (飼育区域の利用)

- 1 利用範囲
  - ・飼育区域内のマウス飼育室を、利用グループ専用として使用できる。
  - ・飼育区域内の個体解析室を利用グループ専用として使用できる。
- 2 利用条件
  - 各区域を利用できる利用グループは、単独または少数の研究グループで構成する。
- 3 利用期間
  - 複数年以上 5 年まで、ただし継続利用は可能とする。
- 4 利用料金
  - ・生命科学動物資源センター利用細則第 2 号第 7 条の規定によるが、利用区域におけるケージ稼働率 60%を下回る日は、収容可能ケージ数の 60%を最低料金として徴収する。

- ・ 各飼育区域の収容可能ケージ数は、以下のとおりとする。

A区 飼育室 A1～A4	1274 ケージ
B区 飼育室 B1～B5	1519 ケージ
C区 飼育室 C1～C4	1274 ケージ
D区 飼育室 D1～D4	1274 ケージ
F区 飼育室 F1～F3、F5～F9	2205 ケージ

- ・ 利用料金は年度毎の支払いとする。

## 5 利用の決定

- ・ 各区域の利用希望者は、所定の「発生工学棟マウス飼育区域利用申請書（様式 1）」を提出する。
- ・ 利用の決定は、研究計画、利用の継続性、経費見込み、関連する研究業績等を参考として、利用審査委員会による審査を受け、センター長が行う。

## 6 利用の終了

- ・ 各区域の利用者は、利用の予定期間が終了後、1ヶ月以内に飼育室の使用を終え、個体解析室に搬入した利用者所属の器材等を撤去し、原状に復帰させるものとする。
- ・ 継続使用を希望する利用者は、利用の予定期間が終了する3ヶ月前までに、「発生工学棟マウス飼育区域利用申請書（様式1）」を提出し、継続の可否について利用審査委員会による審査を受けなければならない。

## （共同研究区域の利用）

### 1 センター共同研究員

- ・ センター共同研究員（以下、共同研究員）として選考された本学の専任教員およびその研究グループが利用する。
- ・ 研究員およびその研究グループは、研究員室（74 平米）および実験室（99 平米、実験台等の基本設備を含む）を専用に使用できる。
- ・ 研究員およびその研究グループは、センターが行う研究支援を優先的に利用できる。
- ・ 利用に係る光熱水料はセンターが負担する。

### 2 利用条件

- ・ 共同研究員は、センター2階共同研究区にある研究員室および実験室を研究の本拠地として利用し、以下の要件を満たす研究を行うこと。
  - ① 独自の遺伝子改変マウスを作製し、その解析により卓越した研究に発展することが期待できる研究
  - ② 主に競争的外部資金により進める研究
  - ③ センター専任教員と共同で行う研究
- ・ 共同研究員は、センターの行う業務の遂行に協力する。
- ・ 共同研究員は、年度ごとに研究経過に関する報告書をセンター長に提出する。

### 3 利用期間

- ・ 共同研究員の任期は5年とし、1回に限り再任を可とする。
- ・ 再任期間は3年以内とする。

#### 4 利用の決定

- 共同研究員となることを希望する者は、所定の「生命科学動物資源センター共同研究員申請書（様式2）」を提出する。
- 共同研究員の選考は、研究計画、利用の継続性、経費見込み、関連する研究業績等を参考として、利用審査委員会により行う。
- 選考結果は、センター運営委員会の承認を経て、決定とする。

#### 5 利用の終了

- 共同研究員は、利用の予定期間が終了後、1ヶ月以内に研究員室および実験室を明け渡し、原状に復帰させるものとする。
- 共同研究員が、再任を希望する場合、任期が終了する1年前までに、再任希望申請書をセンター長に提出する。
- 共同研究員の再任の審査については、「生命科学動物資源センターにおける教員の再任評価要領（18年1月12日生命科学動物資源センター運営委員会、18年5月19日人間総合科学研究科運営委員会承認）」に準じて、教員評価委員会において行う。

（附 記）

この要領は、平成18年9月8日から実施する。